

東庄町イメージキャラクター コジュリンくん

キャラクター利用マニュアル

令和 8 年 10 月 1 日

東庄町イメージキャラクター使用取扱要綱という、キャラクターのデザインについてのマニュアルです。使用にあたっては、以下のことに注意してください。

1. デザインの変形、変更等、応用使用はしないでください。（縦横同じ比率での拡大・縮小、モノクロ化、線画化は可とします）
2. 原則として「東庄町イメージキャラクター コジュリンくん」の表記を付してください。スペース等の事情により、前記の表記を付することが難しい場合は、キャラクター名のみでも構いません。文字のフォント、サイズは自由です。また、位置は、イラストの下を基本とします。ただし、以下の場合は表記を省略することができます。

- ・ キャラクター名の印刷が困難な場合、または印刷しても文字が読み取れない場合
- ・ 町主体の印刷物等で使用する場合
- ・ その他、町長が認める場合

なお、印刷物等で複数箇所にイラストを使用する場合は、どれか1箇所に表記すれば良いものとします。異なるポーズを使用した場合も同様です。

表示例1	表示例2
 東庄町イメージキャラクター コジュリンくん	 コジュリンくん

【参考例】

✕ NG 例(縦横比が異なる)  東庄町イメージキャラクター コジュリンくん	○ OK 例(名称を上配置) 東庄町イメージキャラクター コジュリンくん 
✕ NG 例(異なるオブジェクトを配置) 	○ OK 例(吹き出しの追加) 
✕ NG 例(不適切なセリフの使用) 	✕ NG 例(重ねて使用) 

キャラクター使用に関して、次に該当する場合は、使用の許可をいたしません。

- (1) キャラクターの使用によって、誤認または混同を生じさせるおそれがある場合。
- (2) キャラクターの品格またはイメージを損なうおそれがある場合。
- (3) 立体物の場合で、その表現がキャラクターの立体物として認められない場合。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治的活動に使用する場合。
- (5) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明に関する活動に使用する場合。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める営業に関連して利用する場合(販売先がこれに該当する場合を含む)。
- (7) 法令又は公序良俗に反し、またはその恐れがある場合。
- (8) その他、町長がキャラクターの使用が適当でないと認めるとき。

【別添】不許可条件の具体例

- (1)の例:東庄町と無関係の企業が、コジュリンくんを自社キャラクターとして使用する場合
- (2)の例:コジュリンくんを暴力的、下品、または差別的な表現に組み込む場合
- (8)の例:その他、町が判断して不適切と認める場合は、申請者に理由を示した上で不許可とします

【お問い合わせ先】

東庄町総務課 企画財政係

〒289-0692

千葉県香取郡東庄町笹川い 4713-131

電話番号:0478-86-6084

ファックス番号:0478-86-4051